

平成 3 0 年 度

雲仙市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

雲仙市監査委員

平成30年度雲仙市決算に係る健全化 判断比率及び資金不足比率審査意見

1. 審査の対象（雲仙市における全ての会計）

平成30年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和元年7月25日から令和元年8月8日まで

3. 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる関係書類の照合点検を行い、関係職員からの説明を聴取して計数の正確性について審査した。

4. 審査を実施した監査委員

山 田 義 雄

酒 井 恭 二

5. 審査の結果及び意見

（1）健全化判断比率について

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる関係書類は、いずれも適正に作成されているとともに、各比率についても国の基準に該当しないこと又は基準を大きく下回っていることを認めた。

なお、健全化判断比率等の対象となる会計は、別紙のとおりである。

表1 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	－	12.66	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	17.66	30.00
③ 実質公債費比率	2.9	2.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	－	－	350.0	—

（備考）実質赤字比率及び連結実質赤字比率において赤字額がない場合、また、将来負担比率がマイナスの場合は「－」を記載。

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（本市が通常の状態に於いて定期的に収入されるであろう一般財源の規模）に対する比率である。

実質赤字比率の対象会計である平成30年度一般会計決算の実質収支額は、789,611千円の黒字決算であるため、非表示（－）となっている。

よって、本市においては、「該当しない」ものである。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字比率の対象会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、温泉浴場事業特別会計及び水道事業会計となっており、平成30年度における全会計の実質収支の総額は、2,281,091千円の黒字決算であるため、非表示（－）となっている。

よって、本市においては、「該当しない」ものである。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計の公債費、特別会計等への公債費相当繰出金、一部事務組合等へ支払う公債費相当負担金、公債費に準ずる債務負担行為支出額の合算額の割合の3カ年平均指標をいうものである。

平成30年度の比率は2.9%で、平成29年度（2.6%）と比較すると0.3ポイント増加しているが、早期健全化基準の25.0%と比較すると22.1ポイント下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成30年度末現在における地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計等への公債費相当繰出金見込額、一部事務組合等への負担等見込額及び退職手当負担見込額の総額である将来負担額は、31,496,716千円で、充当可能な財源等が47,487,526千円であり、将来負担額から充当可能財源等を差引いた金額は、15,990,

810千円のマイナスとなるため、将来負担比率は、非表示（－）となっている。

よって、本市においては、「該当しない」ものである。

（2）資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる関係書類は、いずれも適正に作成されている。

また、平成30年度の上記会計の収支決算における資金不足額はいずれもないため、非表示（－）となっており、本市においては「該当しない」ものであることから、国の基準に該当しないことを認めた。

表2 資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
下水道事業特別会計	－	－	20.0
国民宿舎事業特別会計	－	－	20.0
温泉浴場事業特別会計	－	－	20.0

（備考） 資金不足比率において、資金不足額がない場合は「－」を記載。

6. 是正改善を要する事項

健全化判断比率及び資金不足比率においては、特に指摘すべき事項はない。

ただし、各比率が悪化しないように、今後も引き続き規律ある財政運営を行っていくことが必要である。

(別紙)

